

平成23年度税制改正未成立のため特集号の内容にご注意ください

事務所通信増刊「平成23年度改正税法特集号」では、平成23年度税制改正法案の中でも、影響が大きそうな改正事項について、税制改正大綱等をもとに改正ポイントをいち早く紹介しています。しかしご承知のとおり、本年度は例年と異なり、改正法案が1月25日に国会に提出されましたが、衆議院を通過しておらず、4月1日時点において、税制改正法案が成立していない状況にあります。こうした状況の下、混乱を回避するためのいわゆる「つなぎ法案」(国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律)が国会で3月31日に可決成立しています。

平成23年度改正税法特集号は、あくまで平成23年度税制改正大綱に基づく内容であって、成立した内容ではないことにご注意いただくとともに、「つなぎ法案」により6月末まで延長されている項目もありますのでご留意ください。

＜税制改正法案の未成立及び「つなぎ法案」の成立に伴う特集号のご注意＞

●企業関係

1. 法人税率の引下げについて

税制改正法案が未成立のため、平成23年4月1日以後開始事業年度からの適用となっている引下げは実施されていません。法人税基本税率(国税)は従前どおり30%のままです。

2. 中小法人の軽減税率を15%に引下げについて

「つなぎ法案」により、中小法人の所得金額のうち800万円以下の部分に適用される軽減税率18%の適用が平成23年6月30日まで延長され、4月1日から6月30日までの間に終了する事業年度についても適用されることとなります。なお、税制改正法案が未成立のため、平成23年4月1日から同26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用となっている軽減税率の15%への引下げは実施されていません。

3. 減価償却制度の縮減について

税制改正法案が未成立のため、平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率の縮減は実施されていません。したがって定率法の償却率は、従前どおり定額法の償却率の2.5倍です。

4. 青色欠損金の繰越控除制度・貸倒引当金制度の見直しについて

①青色欠損金の繰越控除期間の延長

税制改正法案が未成立のため、平成20年4月1日以後終了した事業年度に生じた欠損金額に適用される青色欠損金の繰越控除の繰越期間の延長は実施されず7年のままです。

②欠損金の繰越控除制度等の控除範囲の制限と貸倒引当金制度の適用限定

税制改正法案では、中小法人等（資本金等の額が1億円以下の普通法人など）をこの制限等の対象から除外していますが、税制改正法案が未成立のため適用関係は従前どおりです。

5. 寄附金の損金算入限度額の引下げについて

税制改正法案が未成立のため、一般の寄附金の損金算入限度額は引き下げられず、従前どおり、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得金額の100分の2.5相当額との合計額の2分の1のままです。

6. 雇用促進税制の創設について

税制改正法案が未成立のため、平成23年4月1日から同26年3月31日までの間に開始する事業年度に従業員を増やした企業の法人税を減税する制度の創設は実施されていません。

7. 環境関連投資促進税制の創設について

税制改正案が未成立のため、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却または特別控除の見直しによる環境関連投資促進税制の創設(改組)は実施されず、「つなぎ法案」により従前のエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却または特別控除が6月30日まで延長されます。

8. 租税特別措置の廃止・縮減等について

[廃止されるもの（適用期限の到来により）]

①試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例

「つなぎ法案」により、「総額型」の税額控除限度額は30%のまま6月30日まで延長されます。つまり6月30日まで研究開発税制は縮減されず従前どおりです。

②中小企業等基盤強化税制

「つなぎ法案」により、6月30日まで延長されます。中小企業等基盤強化税制に含まれている中小企業者等の教育訓練費に係る特別税額控除なども6月30日まで延長されます。

③地震防災対策用資産の特別償却制度

「つなぎ法案」により、6月30日まで延長されます。

[延長・拡充等されるもの]

①医療用機器等の特別償却制度

税制改正法案が未成立のため一定の見直しは行われず、従前のまま「つなぎ法案」により6月30日まで延長されます。

②高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度

税制改正法案が未成立のため見直しは行われず、従前のまま「つなぎ法案」により、6月30日まで延長されます。

③特定の資産の買換の場合等の課税の特例

税制改正法案が未成立のため、買換資産の対象区域等の見直しは行われず、「つなぎ法案」により、従前のまま6月30日まで延長されます。

●個人所得関係

1. 給与所得控除の見直しについて

①給与所得控除の上限設定

税制改正法案が未成立のため、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について、給与等の収入金額が1,500万円超の場合の給与所得控除額について245万円に上限を設ける見直しは行われていません。

②役員給与等に係る給与所得控除の見直し

税制改正法案が未成立のため、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について、役員給与等に係る給与所得控除の見直しは行われていません。

③給与所得者の特定支出控除の見直し

税制改正法案が未成立のため、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について、特定支出控除の特定支出の範囲に職務と関連のある図書購入費などの費用を追加するなど見直しは行われていません。

2. 役員等の退職金の課税方法の見直しについて

税制改正法案が未成立のため、平成24年分以後の所得税などにおいて、特定の法人役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の人）が受ける退職所得の金額について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置の廃止は行われていません。

3. 成年扶養控除の対象を限定について

税制改正法案が未成立のため、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について、成年扶養控除の対象を限定する見直しは行われていません。

4. 上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率延長について

税制改正法案が未成立のため、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限は延長されず、従前どおり平成23年12月31日までのままです。

5. 認定NPO法人等への寄附に税額控除制度導入について

税制改正法案が未成立のため、平成23年分以後の所得税について適用となっている、個人が認定NPO法人等に支出した寄附金の税額控除制度の導入は行われていません。

6. 租税特別措置の縮減・延長等について

[縮減・延長等されるもの]

①既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の見直し

「つなぎ法案」にはなく、税制改正法案も未成立のため、見直しも平成24年12月31日までの2年延長も行われていません。適用は、従前どおり平成22年12月31日までに居住した場合のままです。

②電子申告に対する所得税額の特別控除延長

「つなぎ法案」にはなく、税制改正法案も未成立のため、見直しも「平成19年から平成24年の各年分の所得税」との2年延長も行われていません。適用は、従前どおり「平成19年から平成22年までの各年分の所得税」のままです。

7. その他

①年金所得者の申告手続の簡素化

税制改正法案が未成立のため、平成23年分以後の所得税について適用される、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年金以外の所得金額が20万円以下の人に対する確定申告不要制度の創設は行われていません。また平成24年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用となっている、公的年金等に係る源泉徴収税額計算において控除対象とされる人的控除への寡婦（寡夫）控除の追加は行われていません。

②所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）の見直し

税制改正法案が未成立のため、平成23年分以後の所得税について適用される、申告義務のある人の還付申告書について、その年の翌年1月1日から提出できるようにするとの見直しは行われていません。

●相続贈与関係

1. 相続税の基礎控除の引下げと税率区分の見直しについて

以下の改正事項は、平成23年4月1日以後の相続または遺贈により取得する財産の相続税について適用となっていますが、税制改正法案が未成立のため実施されていません。

①相続税の基礎控除の引下げ

税制改正法案が未成立のため、基礎控除を3,000万円＋(600万円×法定相続人数)として引き下げる見直しは実施されず、従前どおりです。

②死亡保険金に係る非課税限度額の縮小

税制改正法案が未成立のため、死亡保険金の非課税限度額の算定基準となる「法定相続人」の範囲を限定する見直し実施されず、従前どおりです。

③相続税の税率区分の見直し

税制改正法案が未成立のため、最高税率を55%に引き上げ、税率区分を8段階にする見直しは実施されず、従前どおり最高税率は50%で税率区分は6段階のままです。

④未成年者控除及び障害者控除の見直し

税制改正法案が未成立のため、未成年者控除額及び障害者控除額の引上げは実施されず、従前どおりです。

2. 相続時精算課税制度の見直しについて

以下の改正事項は、原則として、平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産の贈与税について適用となっていますが、税制改正法案が未成立のため実施されていません。

①相続時精算課税制度の適用要件の拡充

イ. 受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加する見直しは、税制改正法案が未成立のため実施されていません。従前どおり20歳以上の推定相続人のみです。

ロ. 贈与者の年齢要件を「60歳以上」に引き下げる見直しは、税制改正法案が未成立のため実施されていません。従前どおり「65歳以上」です。

②相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率区分の見直し

税制改正法案が未成立のため、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率区分の見直しはなされず、従前どおりです。

3. 住宅取得等資金贈与の非課税制度の拡充について

税制改正法案が未成立のため、平成23年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用となっている、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等に先行してその敷地用の土地等を取得するための資金を追加する見直しは行われていません。つまり従前どおり、住宅の新築等に先行して敷地用の土地等を取得するための資金は非課税制度の対象にはなっていません。

●消費税・その他

1. 消費税の見直しについて

①消費税の免税事業者の要件を見直し

税制改正法案が未成立のため、消費税の事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、一定の課税売上高が1,000万円を超える事業者については免税点制度が適用されないという見直しは行われていません。

②課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の見直し

税制改正法案が未成立のため、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用となっている、課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額的全額を仕入税額控除できるという制度における課税売上高が5億円以下の事業者に限定して適用する見直しは行われていません。

2. 環境税（地球温暖化対策税制）の課税強化について

税制改正法案の未成立のため、平成23年10月1日から段階的实施となっている、石油石炭税に各燃料のCO₂排出量に応じての税率上乘せは行われていません。

3. 不動産譲渡の契約書の印紙税率の特例延長について

「つなぎ法案」により、6月30日まで延長されます。平成23年4月1日から同年6月30日までに作成された不動産の譲渡に関する契約書等について、従前どおり印紙税の軽減税率が引き続き適用されます。

●納税環境整備

1. 更正の請求期間（従前1年）を5年に延長について

①更正の請求期間の延長

税制改正法案が未成立のため、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用することになっている、更正の請求期間の5年への延長は行われていません。

* 「更正の請求」とは、納税者が申告税額の減額を求める手続をいいます

②内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰

税制改正法案が未成立のため、平成23年6月1日以後に行う更正の請求に適用することになっている、内容虚偽の更正請求書を提出した場合の処罰規定の創設は行われていません。

2. 税務調査を文書で事前通知について

①税務調査の事前通知

税制改正法案が未成立のため、平成24年1月1日以後に納税義務者等に対して調査等に係る質問検査等について適用されることになっている、税務調査の書面による事前通知は実施となっていません。

②税務調査の文書による終了通知

税制改正法案が未成立のため、平成24年1月1日以後に納税義務者等に対して調査等に係る質問検査等について適用されることになっている、税務調査終了時における調査結果の書面による通知は実施となっていません。

* 租税特別措置法と「つなぎ法案」

所得税や法人税、相続税、消費税などの国税全般にわたって、本則（例：所得税であれば本体である所得税法）とは別に特例措置を定めているのが租税特別措置法で、その多くは適用期限が設けられています。上記の「つなぎ法案」は、国民生活や企業活動に混乱を招く事態を避けるために、3月末で期限切れとなる租税特別措置法等の一部を平成23年6月30日まで延長する内容となっています。

以上